

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 4 年 1 1 月

※本資料は第 5 8 回審査会（令和 4 年 9 月）以降現時点までに、
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 中間指針の見直し

- 中間指針を超える損害は当然にあり得るという点を再確認すること、地域の分断を生む格差を緩和すること、賠償の対象区域の拡大を行うこと、賠償額の増額を行うこと。（福島原発事故賠償問題研究会代表）